

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	_____		仕 様 書 番 号
S I Mカード借上及び通信料	_____		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和	7年 2月19日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊熊本地方協力本部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊熊本地方協力本部において、タブレット型端末に使用するS I Mカード借上及び通信料について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書規格

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 I T利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

2 製品に関する要求

2.1 一般的事項

一般的要求事項は、次による。

- a) このS I Mカード借上は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、このS I Mカード借上のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策などを行うものとする。
- b) I T利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9の2.1による。
- c) この仕様書に規定していない事項は、契約の相手方の規定する仕様書及び社内規格並びに商習慣による。

2.2 SIMカード

SIMカードは、次による。

- a) データ通信専用SIMとする。
- b) 種類は、nanoSIMカードとする。
- c) Lenovo社製タブレットP10、Microsoft社製Surface GO及びSurface GO3で利用可能とする。

2.3 数量

数量は、SIMカード16枚とする。

2.4 通信

通信は、次による。

- a) データ通信人口カバーエリアが100%程度とする。
- b) 通信方式はLTE、4G及び5Gとする。
- c) 平日、12時～13時までの通信速度が10Mbps以上とする。
- d) 毎月の通信容量が10GB以上とする。
- e) インターネット接続が可能でなければならない。
- f) SIMカード紛失時、契約の相手方又は官側で使用停止が出来るサービスを提供するものとする。

2.5 通信回線

通信回線は、16回線とする。

2.6 料金

料金は、次による。

- a) 構成費目は通信料とし、発行手数料も含むとする。
なお、SIMカードの費用は通信料に含む。
- b) 月額通信料は、定額料金でなければならない。
- c) タブレット型端末で使用する場合、プロバイダ利用料金も含む。
- d) 毎月、通信回線ごとに使用した料金及び通信料が確認できる利用明細書を発行とする。
- e) 契約期間内に当該契約内容よりも安価な料金体系等が発生した場合は、同一内容で契約できるものとする。

2.7 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2.8 納地

納地は、自衛隊熊本地方協力本部募集課とする。

3 監督・検査

2.1～2.7に示す要求事項を満足していることを確認する。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も、同様とする。

4.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義が生じた場合、または仕様書外の事象が発生した場合は、その都度官側と協議するものとする。